

2012年6月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第11号](#) 共通番号制度法案（マイナンバー法案）に反対する意見書
- [意見書（案）第12号](#) 生活保護制度の維持・改善を求める意見書
- [意見書（案）第13号](#) 秘密保全法を策定しないよう求める意見書
- [意見書（案）第14号](#) 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書
- [意見書（案）第15号](#) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
- [意見書（案）第16号](#) いま消費税増税を行うことに反対する意見書
- ※意見書（案）第17号は取り下げ

共通番号制度法案（マイナンバー法案）に反対する意見書（案）

【共産党提案】

「税と社会保障の一体改革」関連法案の一つとして、共通番号制度制定に向けた法案（マイナンバー法案）が、国会に提出されている。

国民一人ひとりに識別番号を割り振ることによって、年金・医療・介護・保育などの社会保障の負担と給付の個人情報、税・所得情報などを国が一括して掌握でき、社会保障がきめ細かかつ的確に行われると説明しているが、この制度が実施されれば、現行の社会保障の原則を大もとから変質させる危険性がある。

憲法第 25 条に基づく社会保障の原則は、必要に応じて給付を受け、能力に応じて負担する「応能負担」であるが、負担と給付を国や自治体が管理することにより、受けた給付の量に応じて負担する「応益負担」原則が導入されれば、利用の抑制、基本的人権の侵害につながりかねない。

さらに、所得や医療、福祉など大量の個人情報が芋づる式にわかるようになり、将来は民間も使うとしているが、個人情報の保護に重大な問題を引き起こすものである。既に共通番号が広く普及しているアメリカでは、「他人になりすます詐欺」によるクレジットカード被害などが続発している。

さらにこの制度の内容について、政府の説明が十分ではないために国民のほとんどが理解しているとは言いがたく、導入のための費用負担の問題や個人の情報コントロール権の担保などが行われていない。

よって、国及び政府においては、社会保障の給付削減・抑制をもたらし、プライバシーの侵害にもつながる共通番号制度法案（マイナンバー法案）を制定しないよう求めるものである

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

生活保護制度の維持・改善を求める意見書（案）

【共産党提案】

現在、生活保護受給者は全国で約 209 万人、給付額は約 3 兆円になっている。生活保護制度は、国民の命と暮らしを救う最後のセーフティーネットとなっており、不況の長期化や雇用破壊と貧困の拡大の中で、その役割はますます重要になっている。

ところが、一部の不正受給者の存在やタレントの親が生活保護を受けていたことなどを理由として、生活保護費の削減や扶養義務の強化や医療受給の制限と自己負担の導入など生活保護制度を切り下げる検討が進められようとしている。

現行の生活保護制度では扶養義務者の扶養は保護利用の要件ではないが、保護適用時には扶養の照会が行われている。民法は一定の親族に扶養義務を定めているが、成人になった子の親への扶養義務は、無理のない範囲で行うというものであり、扶養内容や範囲は、当事者同士が実情に応じて話し合いで決めるのが普通である。これを保護受給の要件として義務づけることは、親族の生活を破壊することになったり、社会保障としての生活保護を変質させることにもつながるものである。

今年 1 月の札幌市の姉妹「孤立死」では、姉が生活保護の相談のために市の窓口を 3 度も訪問していたが、申請を受け付けなかったことによって引き起こされた悲劇であり、生活保護を受けにくくする制度の見直しは、ますます申請の足を遠ざけ、命を落とす人が出ると予想される。

今、生活保護制度で重要なことは、必要な人に手が届いていないことである。生活保護を受ける対象となる生活水準の人が実際に受給している割合は、欧州諸国 7～8 割に比べ日本はわずか 1～2 割である。誰もがいざというときに利用しやすい制度となるよう申請受付の改善を図り、きめ細かな支援ができるようにケースワーカーの増員を図ることなど、憲法第 25 条で保障された生存権を保障する機能を強めることが急務である。

よって、国及び政府においては、生活保護制度の抜本的な改善を図ることとともに、生活保護費の給付削減や「扶養義務」を生活保護受給の条件にするなどの見直しを行わないよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

秘密保全法を策定しないよう求める意見書（案）

【共産党提案】

政府が策定を進めようとしている秘密保全法案は、政府や行政に関わる広範な情報を特別秘密として管理し、秘密を漏らすなどの行為を重罰をもって処罰するものである。

この法案には次のような重大な問題点がある。第1に防衛や外交、「公共の安全及び秩序の維持」に関する情報が特別秘密とされ、TPP、原子力発電、米軍基地建設や自衛隊の海外派遣なども含め、広範な情報が国民の目から隠されてしまう。秘密とするか否かを決めるのは情報を保有する行政機関であり、第三者によるチェックは行われない。

第2に秘密の漏洩などについて、公務員だけではなく、委託企業、下請け業者や研究機関、そこで働く労働者や研究者などにも秘密保持義務が課される。漏洩は、内部告発や過失（不注意など）でも処罰の対象とされたり、行政機関によって秘密とされた情報の取得行為も処罰の対象とされるなど広く国民が処罰の対象とされてしまう。

第3にマスコミによる取材活動や情報公開を求める活動なども処罰の対象とされ、捜査や処罰が及び抑圧されることになる。国政に関する情報は国民に公開されるのが原則であるはずなのに、国民はそれを知ることや議論することもできなくなってしまう。

第4に予防的措置として思想信条やプライバシーまで調査して、情報を扱う者を選別する制度も導入されようとしていることである。

これは国民の知る権利など基本的人権を不当に制限し、民主主義に逆行するものである。1985年に国会に提出され、多くの国民の反対により廃案となった国家機密法と比べても重大な問題をもっている。

我が国では戦前の軍機保護法や国防保安法のもとで情報が隠され、完全に情報が統制されて戦争が進められた苦い経験をしている。戦後も沖縄密約や原発神話など国民に情報が隠されるもとで、国民の利益と安全を損なう政治が進められてきた。こうしたことから秘密保全法が、憲法及び国民の利益に反するものであることは明白である。

よって、国及び政府においては、秘密保全法案の策定を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

【公明提案】

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んだ。高度経済成長期に建設されたものは現在、建設後50年を迎え老朽化が進んでいる。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建設後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、首都直下型地震や三連動地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえる。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができる。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考える。

よって、国及び政府においては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求める。

記

1. 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
2. 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
3. 地域の安全・安心のために、学校・園等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

【公明提案】

昨年 2011 年 8 月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年 7 月 1 日に施行される。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの 3 年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005 年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が 0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

よって、国及び政府においては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下の通り、十分な環境整備を図るよう強く求める。

記

1. 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
2. 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
3. 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための体制を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

いま消費税増税を行うことに反対する意見書（案）

【共産党、清正、惻隠、みんな提案】

現在、「社会保障と税の一体改革」に関して、開会中の国会では消費税増税について議論がされており、政府は、消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%へ引き上げることを柱にしており、消費税収を「社会保障財源化」するとしている。

しかし、政府の説明でも社会保障の全体像を示しておらず、また5%の増税分のうち「社会保障の充実」に使うのは2兆5千億円または2兆7千億円、1%相当分とされており、充実とは言いがたい。

消費者や中小企業者、年金生活者はもちろん、労働者、農林漁業者など幅広い階層・分野の人々が、消費税の増税による営業や暮らし、景気への打撃を心配しており、「この不景気の時に消費税増税をすべきではない。」というのが多くの国民の声である。

とりわけ今でも苦難を強いられている東日本大震災で被災された方々にも容赦なくのしかかる消費税は家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金になる。

1997年に消費税が3%から5%になったとき景気は上向いていたが、増税後に個人消費は落ち込み続け20年間に及ぶ不況となり、1997年度以後の国税収入は低迷し、一度も増税前の税収水準を回復していない。今回は1997年当時と比べても家計所得が大きく減少しているなかでの5%から10%の増税であり、また増税による12兆5千億円または13兆5千億円に上る負担増は、内需を壊して全体の税収も減らしかねないことからデフレを助長する要因となりうる。

昨今、欧州危機はギリシャの財政の信用不安から生じた金融危機というのは、よくいわれるところだが、そのギリシャではサブプライムローンを端緒とする世界的不況に先立つ2006年に消費税を5%アップしたことが、経済成長率を大きく低下させた要因の一つとされている。

よって、国及び政府においては、いま消費税増税を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。